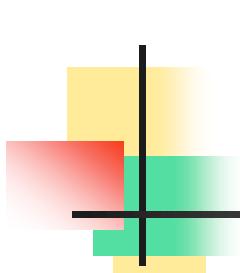


審査員力量向上研修

2025年10月
エコアクション21 中央事務局
参与 黒柳 要次



研修の内容

1. 環境関連法規の審査について
2. 判定で課題となつたこと
3. 環境コンプライアンスの重要性

エコアクションでの環境関連法規のPDCA

環境関連法規の遵守に必要な情報が整理されていることが重要

Plan: 計画

要求事項3.
環境経営方針

- 環境関連法規などの遵守を誓約する

要求事項5.
環境関連法規などの取りまとめ

- 環境関連法規など及び組織の取組を一覧表などにとりまとめる

要求事項6.
環境経営目標及び環境経営計画

- 環境関連法規などを踏まえて環境経営目標、環境経営計画を策定する

Do: 実施

要求事項10.
実施及び運用

- 環境関連法規などの遵守に必要な取組を実施する

Check: 確認

要求事項13.
取組状況の確認・評価

- 環境関連法規などの遵守状況を確認・評価する

要求事項14.代表者による全体の評価と見直し・指示

指摘はどの要求事項でするか

- 要求事項5は、事業者の遵守すべき環境関連法規などを自社が遵守できる程度まで「一覧表」にまとめることを要求。このためには、事業者は自社が遵守すべき環境関連法規などを「理解」した上で作成することが必要。
- GP、IPなどでひな形を渡し十分な説明がない場合は、事業者の「理解」が不足することがある。自社に適用させるための指導が必要。
- 遵守すべき環境関連法規などが「理解」できていなければ、当然遵守もできない。PDCAのPが不十分ならば、後のDCAもうまくいかない。
- 従って環境関連法規などの課題を指摘する場合、要求事項5(取りまとめ)に課題があるか指摘することが有効である。要求事項5にが問題ない場合は、要求事項10(実施)で指摘すると良い。要求事項13(確認評価)の指摘には注意が必要。

<例>フロン排出抑制法：業務用空調機器で使用されていたフロン類の廃棄があつたが、回収依頼書/委託確認書、引取証明書が保管されていなかった。

- 「一覧表」に記載がない、記載不足、内容理解不足のため、遵守もできていないことを指摘⇒要求事項5
- 「一覧表」の記載等に問題はないが、遵守ができていないことを指摘⇒要求事項10
- 「一覧表」を確認せずに、遵守の評価が不十分として指摘⇒要求事項13 * 要求事項5の計画から確認しないと再発防止にならない。

環境関連法規の審査はどう進めるか

● 環境関連法規の審査の進め方は人により様々。下記は例

1. 事業者の書類の確認。「環境経営レポート」以外に「一覧表」を作成しているかを確認し内容を精査する。
2. 業種、業態、レポート・HPに掲載されている工程・施設、負荷の自己チェックにある化学物質等に関連する法規が一覧表に漏れていないか調査し、確認する(条例を含む)。
3. 法規の個別の要求事項のうち、遵守が必要な要求の記載があるか確認する。**書いてない場合は認識されておらず遵守が漏れる可能性がある。**なお、一覧表は事業者が遵守できる程度の詳細さであればよいため、記載がないから即指摘になる訳ではないことに注意する。
4. **変化がある分野は遵守が漏れやすい**ので特に注意して確認する。変化の分野: ①法改正、②組織(人の異動含む)の変化、③事業の変化(サイト、設備、製品・サービス)
5. 気になった点、課題と思われる点は、「書類審査報告書」に記載をする。
6. 現場審査では、法規の適用のある**施設、工程**の「現場・現物」を見て、聞いて確認、表示・現場で備える書類などもその場で確認する。
7. 環境管理責任者等審査では、書類審査で気になった点・課題、現場での確認事項、事業者の変化点も踏まえ、確認する。**「一覧表」にある主な環境法令は一通り確認する。**
8. 問題があった場合は、**事実関係(問題の範囲、期間、規模、原因等)**を確認する。内容により改善、軽微な不適合、不適合として指摘をする。

環境関連法令審査の課題

● 環境関連法規の課題を審査員が発見できないのはなぜ？

審査員が環境関連法規のことをよく知らない。

- 審査員としての力量不足。自らの力量不足を認識し、レベルアップを図ること。例：審査員同士の勉強会、書籍（新・よくわかるISO環境法、ISO環境法クイックガイド）での自習、ネットでの資料検索、研修の受講、環境法令検定受験など
- 人に教えること、法規制「一覧表」を自ら作成することも有効。
- 審査の都度テーマを決め集中的に学習し、審査で適用など。



環境関連法規で知っている分野の確認だけをして、知らない分野を確認していない。

- 例えば、廃棄物処理法、フロン排出抑制法だけを確認し、苦手な分野（例：化学物質など）は確認しない。また、法改正情報を確認していないため知識の更新ができていない。
- 苦手だと考える分野を意識的にレベルアップをする。苦手を作らないこと。

「環境関連法規一覧表」にある要求を確認していない。

- 例えば、測定は確認するが届出（変更含む）は確認しない、産業廃棄物の看板の有無は確認するが記載内容は確認しないなど確認内容にはばらつきがある。
- 法的要件事項は一通り確認すること。マニフェストなど数が多い場合はサンプリングで良い。届出などは審査担当初年度確認したら、以降は変更を確認するだけでも良い。 6

環境法令審査Q&A1

- 環境法令審査のQ&Aを示す。内容は講師の「私はこう考える」範囲での回答であり、参考にされたい。

Q. 環境法令で事業者が遵守できていないと思われる点があるが、自分の知識が不十分で指摘になるか確定できない。どうしたらよいか。

A. あやふやな根拠では指摘できないため、昼休み、審査のまとめの時間を使い法令要求を確認する。もし、時間切れで法令要求を確定できなければ指摘にしない(できない)。

Q. 環境法令書類はあると事業者は主張するが、審査中には提示されなかつた。指摘になるか。

A. 審査中に提示できなければ、「提示がなかつた」として指摘する。後日見つかっても、審査中に提示できなかつた事実は残る。

Q. 行政によって判断が分かれる可能性のある微妙な問題について、指摘はできるか。例: 産業廃棄物なのか事業系一般廃棄物なのか

A. 状況を指摘として記述し、行政に確認することを改善事項とする。

Q. ガイドラインでは環境法令とは言えないが、事業者としては遵守しなくてはならない法令の漏れを見ついた。どうしたらよいか。

A. 事業者が適用を判断する法の例として労働安全衛生法等があり、問題があるがエコアクションでは環境法令としていない場合、適用外の注意をした上で改善事項として対応を促すと良い。ガイドラインに全く記載がない法令(例:水道法、大店法、建築基準法等)は、審査で確認の必要はない。気づいた時でも口頭での注意喚起で良い。

環境法令審査Q&A2

Q. 発見した環境法令の遵守漏れは、必ず指摘しなくてはならないのか。

A. 原則指摘すべきである。ただし、小企業で余り多くの指摘があると対応ができない時に限り、重要な事項を本年度の指摘として、後は来年に回すことも考えられる。現状ではこのような例はほとんど見られ、原則通り指摘する。

Q. 遵守漏れがあるが、事業者は改善すると言っているので口頭で済ませ、審査報告書に記載しなくて良いか。

A. その場で改善すると言っても、事業者が忘れてしまうことはあり得る。審査報告書に記載し、次回審査で確実に是正を確認すべきである。

Q. 法令の要求事項の記載が一覧に漏れている場合、どの程度なら指摘したらよいか。

A. 一覧に記載する程度は「組織が遵守をするために必要な程度」であり、単に記載がないからといって指摘できない。指摘にするならば遵守に問題がある、認識がなく遵守維持に懸念がある場合など根拠が必要。事故時の措置など特別な状況で発生する遵守事項は、認識がない場合でも口頭で注意喚起をする程度で、指摘にする必要はない。

Q. 環境法令遵守でC指摘を出すのはどんな時か。

A. 審査判定の規則では、「環境関連法規などに重大な違反がある」時としている。何をもって重大かは、環境負荷、発生期間、対応状況を勘案し総合的に判断する。講師が環境法令でC指摘に関連した例として、排水処理設備に異常があり行政にも指摘されているが対応が不十分なケース、ダイオキシン類対策特措法対象と見られる焼却炉があるが対象となるか確認しておらず、産業廃棄として排出している燃え殻を無許可の業者に出していたケースがある。

環境法令審査Q&A3



- Q.** 確認した法令の報告は様式4にどの程度記載したら良いのか。
- A.** 単に「法令遵守一覧で確認した」「遵守することを確認した」では何を確認したかわからない。少なくとも確認した法令名を挙げることは必要。
- Q.** ガイドラインにある法令で、事業者に適用がある法令が一覧に漏れている場合、指摘することで良いか。
- A.** 原則指摘することで良い。ただし、NO_x・PM法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法は多くの事業者に適用されるが、通常の企業行動をとれば、遵守漏れとなる可能性は低い。業として実施している事業者以外は、理解をしていれば指摘する必要性はない。全く臭気の発生がない事業者の悪臭防止法、プラスチック使用製品産業廃棄物の排出が少ない事業者(多量排出事業者ではない場合など)に対し、プラスチック資源循環法を指摘する必要はない。
- Q.** 審査した先の事業者が法令遵守の問題を起こした。審査員の責任はあるのか。
- A.** 法的には罰則の対象は問題を起こした個人、両罰規定がある場合は行為者だけでなく法人も罰せられる。法的には審査員の責任は問われない。一方、そうならないようするため審査員の責任が十分果たしていたかは、審査員自身が考える必要がある。

環境法令の指摘例1

- 講師が過去3年程度の審査で法令の指摘とした主な例を主として、中央事務局で見聞きした例を下記に挙げる。表現を簡略にしており、全部の状況を説明していない。

水質汚濁防止法

- ✓ 雨水排水溝に洗濯で使用した雑排水を排水している。

下水道法

- ✓ 法、条例に基づいた規定回数の測定をしていない。

廃棄物処理法

- ✓ 業種指定がある産業廃棄物を業種外だが排出している(木くず(廃パレット以外)、紙くず)。
- ✓ 事業所改装時の残置物の処理責任(事業者or改装元請け)が不明である。
- ✓ 廃棄物処理法の産業廃棄物委託契約を実施していない。
- ✓ 産業廃棄物の看板が設置されていない。
- ✓ 産業廃棄物の看板に記載する種類に、保管している産業廃棄物を記載していない。
- ✓ 廃棄物置場の水銀使用製品産業廃棄物に仕切りがない。蛍光管が割れている。
- ✓ 産業廃棄物の契約書に添付された許可証の期限が切れている。
- ✓ 中間処理の産業廃棄物委託契約書には最終処分場の記載が必要だが、マニフェストにある最終処分場の記載がない。
- ✓ 産業廃棄物のマニフェスト交付状況報告をしていない。
- ✓ 産業廃棄物のマニフェストが期限内に戻ってきていない。
- ✓ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置がない、条例で要求される届出をしていない。
- ✓ 条例で産業廃棄物委託先への実地確認が必要だが実施していない。

環境法令の指摘例2

プラスチック資源循環法

- ✓ 多量排出事業者が計画策定等対応していない。

消防法

- ✓ 防火管理者が変更になったが、届出をしていない。
- ✓ 危険物取扱者の設置が必要だが、設置していない。
- ✓ 少量危険物の保管数量を超えている可能性があるが、確認していない。
- ✓ 保管数量が少量危険物を超えているが届出をしていない。
- ✓ 掲示板の表示(届出)と実際の貯蔵物、貯蔵量が異なる。
- ✓ 防油堤の水抜きバルブが開いてる。

フロン排出抑制法

- ✓ 第1種特定製品の簡易点検を実施していない(ドライヤー、スポットクーラー等)。
- ✓ 簡易点検を実施しているが、回数が少ない。
- ✓ 実施日、点検チェックだけでフロン類の種類、充填量、修理履歴の記載がない。
- ✓ 第1種特定製品の簡易点検は実施しているが、定期点検の必要性を確認していない。
- ✓ フロン類廃棄時の必要な書類(回収依頼書/委託確認書、引取証明書)の保管がない。
- ✓ 年間漏洩量が、年1,000t-CO₂ 超える可能性があるが、漏洩量を把握していない。

悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法

- ✓ 条例では臭気指数規制だが、一覧は物質規制が記載されている。
- ✓ 騒音規制法、振動規制法の特定施設の届出が実施されていない。

環境法令の指摘例3

浄化槽法

- ✓ 11条検査、清掃、保守点検を実施していない。
- ✓ 11条検査で受けた改善事項に対応していない。

労働安全衛生法

- ✓ リスクアセスメントの対象となる化学物質を新たに使用しているが、アセスメントを実施していない。
- ✓ 必要な化学物質管理者、保護具着用管理責任者が設置されていない。
- ✓ 濃度基準値設定物質、皮膚等障害化学物質等を使用しているか確認していない。
- ✓ 有機則の要求事項の対応漏れ(点検、人への影響掲示、種類掲示)がある。
- ✓ 入手しているSDSが10年以前のものである。

毒劇法

- ✓ 毒劇物の保管庫に表示がされていない。
- ✓ 毒物の表示があるが、実際には毒物は保管していない(今後も保管予定はない)。
- ✓ 毒物の保管庫に、劇物が保管されている。
- ✓ 毒劇物の保管数量を台帳に記載しているが、記載数量が実態と整合していない。

公害防止組織法

- ✓ 公害防止統括者、公害防止管理者が選任されておらず、届出もしていない。
- ✓ 公害防止統括者が移動後、変更届が実施されていない。

工場立地法

- ✓ 届出書類が保管されていない。

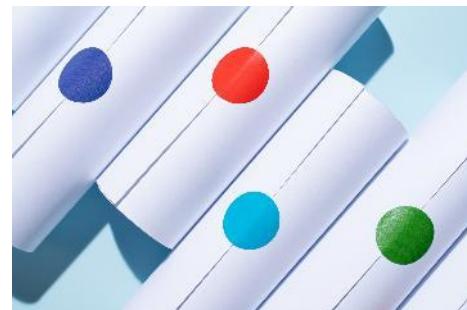
環境法令の指摘例4

一覧表の記載

- ✓ 法令(水濁法、省エネ法、工場立地法、大気汚染防止法、建設リサイクル法等)、合意事項(排水処理)・地域協定そのものの記載が漏れている。
- ✓ 条例(環境保全条例、火災予防条例、下水道条例等)そのものの記載が漏れている。
- ✓ 解体工事において「大気汚染防止法」(有資格者によるアスベスト事前調査)、「フロン排出抑制法」(第一種特定製品の有無についての確認)の記載がなく認識もない。
- ✓ 水濁法の有害物質使用特定施設があるとしているが、実際にはない。
- ✓ 公害防止組織法の対象施設があるとしているが実際にはない。特定施設と混同している。
(上記2つはひな形をそのまま利用しており、事業者の実態に即していない。)
- ✓ 法令要求とは異なる間違った記載がある(内容そのものが間違っている)。

変更対応

- ✓ 代表者の変更に伴う変更届が出されていない(大防法、水濁法、下水道法、騒音規制法等)。
- ✓ 法定管理者の異動、退職があったが、選解任の届出がされていない。



環境関連法令の指摘方法

- 環境法令の遵守漏れで不適合(軽微含む)では、その根拠(審査基準、客観的証拠)を明示すると良い。

<例>フロン排出抑制法におけるフロン類廃棄時の書類の発行・保管漏れ

フロン排出抑制法では、フロン類を廃棄する際には「回収依頼書/委託確認書」で回収を依頼し、フロン類回収後は「引取証明書」を受領、書類は引渡しの完了から3年間保管することを定めている。

第1種特定製品である業務用空調機器を更新し(〇年〇月〇日)、フロン類の回収を充填回収業者である〇〇社に依頼したが、「回収依頼書」は発行しておらず、「引取証明書」は送られてきたが保管はしていなかった。「破壊証明書」は保管されており、処理は適切に実施していることを確認した。なお、「一覧表」にはフロン類の廃棄についての記載はなかった。

フロン排出抑制法のフロン類廃棄時に発行、受領した書類の管理に課題があり、軽微な不適合とする。

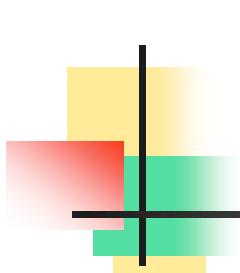
審査
基準



客観的
証拠



今後の
対応



研修の内容

1. 環境関連法規の審査について
2. 判定で課題となつたこと
3. 環境コンプライアンスの重要性

判定委員会で課題があるとされたこと

■ 「審査計画書」

審査中の移動時間の記載がない。

＜解説＞審査中の移動時間は、「審査及び判定の規則」で“原則として60分以内であれば、審査工数に含めてもよい”とある。審査計画が適切であることを示すことが必要であり、移動時間を記載すること。

現場審査を環境管理責任者審査の後、部門審査を環境管理責任者審査の前に設定している。

＜解説＞「審査及び判定の規則」P31にあるように、審査の順番の原則は開始会議→代表者インタビュー→現場確認→環境管理責任者審査→部門審査である。現場確認の状況を踏まえて、環境経営システムの構築・運用を確認するためである。部門審査は、全体の環境経営システムの状況を踏まえて審査をする。順番を変える場合は、地域事務局にメール等で理由を説明し、審査コミュニケーションシートにも記載する。

判定委員会で課題があるとされたこと

■ 「書類審査報告書」

単に「確認した」との記述しかない。

<解説>

書類審査報告書は、書類で確認したことを踏まえて現地審査で何を確認するか事業者に提示するものである。単に「確認した」だけの書類審査結果では事業者にとり意味がない。事業者にとり価値がある書類審査報告書とするためには、書類での発見した課題や現地審査で確認することを記載する。

(記載例)

○○の書類を確認しましたが、□□となっています。□□であることについて現地審査で確認します。

判定委員会で課題があるとされたこと

■ 「審査報告書」

拡大審査、縮小審査の結論が記載されていない。

＜解説＞拡大審査では審査報告書の総合コメント欄に拡大対象の範囲、理由、エコアクション運用状況、拡大に問題がないかを記載する。

縮小審査では、同じく縮小の理由、縮小が適切に実施されているか(例：縮小に伴う廃棄物、土壤汚染の対応、フロン類の廃棄、各種廃止届出等の法的対応等)を記載する。

(拡大例) 今回審査では〇〇事業所が〇年〇月からエコアクションの運用開始をしており、拡大対象となっている。〇〇事業所の現地審査を実施した結果、環境経営目標の設定・実施、環境法規制等の特定と遵守維持(〇〇法、〇〇法)、緊急事態の手順の作成と訓練(〇〇緊急事態)等のエコアクション21の運用は適切に実施されており、適用拡大が可能である。

(縮小例) 〇〇事業所が〇年〇月に閉鎖となった。〇〇事業所は〇月より解体工事が実施され、残置物の産業廃棄物処理、フロン類の廃棄、アスベストの有無の確認、〇〇の廃止届が適切に実施されており、適用縮小に問題ない。

判定委員会で課題があるとされたこと

■ 「審査報告書」

指摘に根拠の記載がない。

＜解説＞指摘に根拠の記載がない例がまだ多い。根拠とは指摘の基準(ガイドライン、環境関連法規、事業者のルール等)及び指摘となる事実である。根拠がない、不足は、審査員の思いだけであり指摘にならない。

- **例:**環境方針に「継続的改善」の言葉が記載されていないため記載すること。
- **問題点:**ガイドラインでは、方針に継続的改善が読み取れる内容なら良いとしている。指摘するならば、現在の方針では継続的改善が読みとれないことを示す必要がある。
- **例:**〇〇の緊急事態が想定されるため特定することを推奨する。
- **問題点:**緊急事態として想定されると一方的に決めるのではなく、なぜ〇〇の緊急事態が想定されるか理由が必要。例:現場の状況、過去の当社発生等
- **例:**202〇年度以降の中期計画がわかりにくく、改善の余地がある。
- **問題点:**わかりにくいのは審査員だけで事業者は問題ないかもしれない。客観的に何がわかりにくいのかを示すことが必要。

判定委員会で課題があるとされたこと

■ 「審査報告書」

指摘が記載不足、不正確で何を指摘しているのかわからない。

＜解説＞指摘は簡潔、明瞭、正確で審査の場にいない事業者の従業員、次回審査員、判定委員などが読んでわかる内容が必要である。

- **例:**【要求事項7】効果的で必要十分な実施体制を構築する。
- **問題点:**要求事項は記載しているが、当社がどういう状態なのでガイドラインの要求を満たしていないか不明である。
- **例:**貴社は〇〇工事をしています。この場合「建設業者向けガイドライン」が適用されますので、同ガイドラインに基づく取組を実施して下さい。
- **問題点:**ガイドラインの適用があるとしているだけで、何が建設業者向けガイドラインに適合していないか記載がない。
- **例:**是正処置記録を2件確認しましたが、原因分析と対応策の検討に留まっています。また、是正基準の明確化についても検討が必要と判断します。
- **問題点:**原因と対応策の検討だけで、是正の完了がないとの意味か。そう記載すること。

判定委員会で課題があるとされたこと

■ 「現地審査チェックリスト」

要求事項を確認したとの根拠の記載がない。

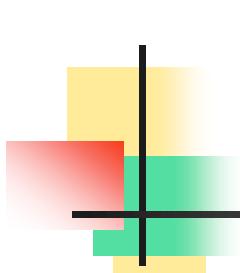
＜解説＞要求事項に対し、単に「確認した」との記述だけで、審査証拠のどこで（書類、現場、発言等）確認したのか記載がない。根拠がないチェックリストでは確認したことにならない。

「審査及び判定規則」P39 (3)①チェックリストの各項目について、判定する際に確認した環境関連文書や記録、ヒアリング内容を、判定の根拠となるものとして明確に記載する。

書類審査で確認するとしたことの結果の記載がない。

＜解説＞書類審査で「確認します」とした結果を、現地審査チェックリストに記載していない。問題がない場合は、書き落としがちだが、確認し、問題なかったことを記述する。

「審査及び判定規則」P39 (3)②書類審査で指摘事項があった場合は、それについて改善状況を必ず確認し、その結果をチェックリストの該当する箇所に明確に記載する。

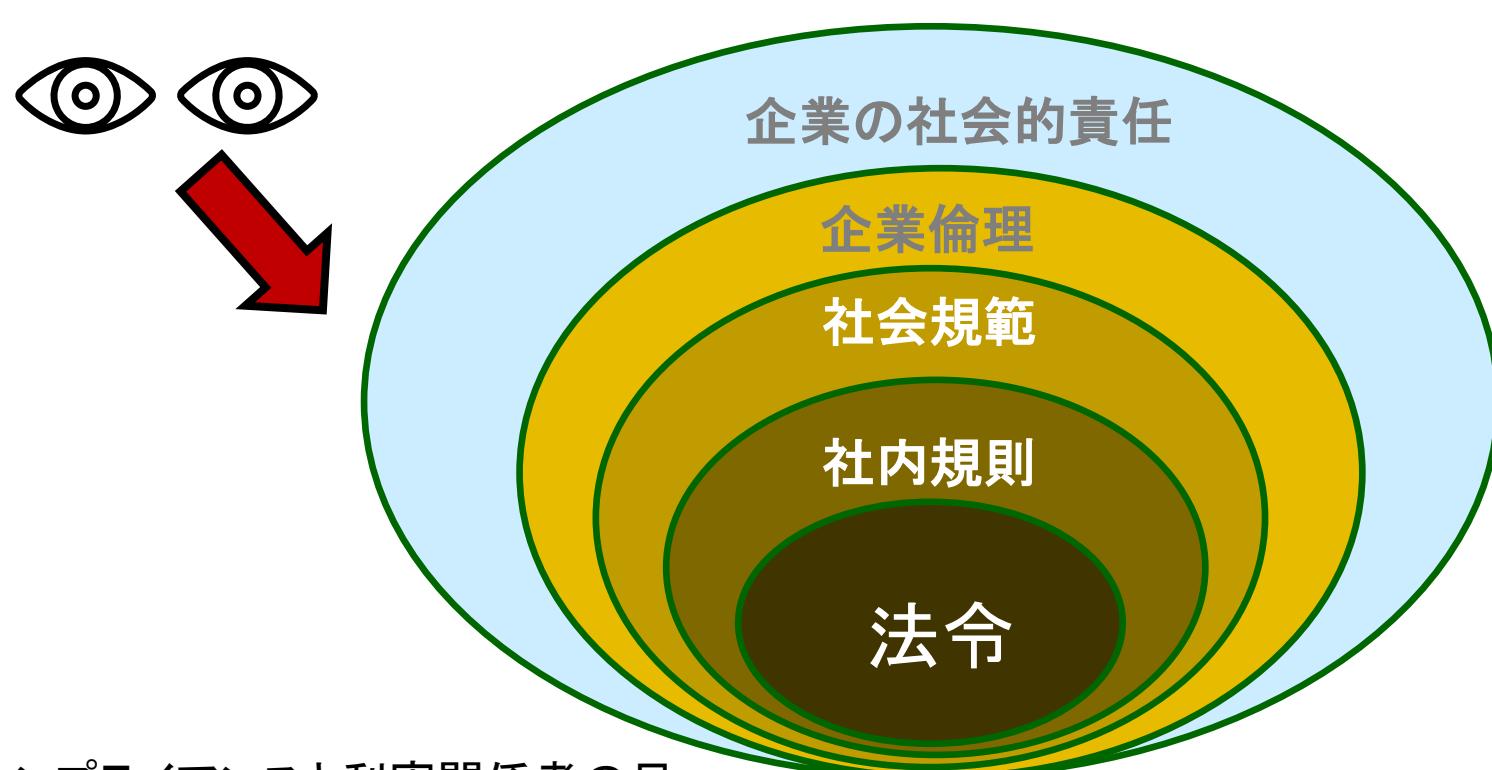


研修の内容

1. 環境関連法規の審査について
2. 判定で課題となつたこと
3. 環境コンプライアンスの重要性

コンプライアンスの重要性

- ・ コンプライアンス：組織が法令を遵守すること、社会的なルール、倫理、企業理念に沿って行動・活動すること。
- ・ 利害関係者の見る目は厳しくなる傾向にある。



コンプライアンスと利害関係者の目

環境コンプライアンスのリスクと審査員

環境コンプライアンス違反には一般的には以下のリスクがある。

<企業全体>

- 企業ブランドの低下
- 法令に基づく行政処分、罰則
- マスコミの追及、企業イメージダウン
- 消費者、取引先からの不信と販売・取引停止
- 公共調達から締め出し
- 投資家からの不信、投資対象から除外
- 金融機関からの不信、融資打ち切り

<経営者>

- 株主代表訴訟
- 社内・外の健康被害者からの損害賠償請求
- 利害関係者からの責任追及

<担当者>

- 個人への法令に基づく処分(罰金、懲役等)
- 社内処分

- エコアクションの認証は、こうした**リスクを低減できる価値**がある。
- **その価値を担保するための審査員の役割**は重要である。

